

05 法務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	道州制北海道スタンダード	都道府県コード	1 北海道
	歳入徴収金回収プロジェクト	提案事項管理番号	1003010
提案主体名	新得町	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省
該当法令等	民事執行法第2条・第22条等
制度の現状	私債権については、自力執行が認められておらず、民事訴訟による確定判決等の債務名義により、裁判所又は執行官が執行を行うものとされている。

求める措置の具体的内容	<p>始めに、滞納者は税を始め給食費、公営住宅料、水道料等も滞納している多重債務者が多く、滞納者の納付意識は民間債務を優先とし、町債務への支払意識は低く、とりわけ町外に転出すると「逃げ得」の意識が強くなっている。</p> <p>1. 現行法における町歳入徴収金の滞納処分手法は債権により、次の2区分となっている。</p> <p>①税債権は自力執行権により町が執行機関として実施</p> <p>②私債権は自力執行権がなく、執行機関の裁判所へ訴えの提起。</p> <p>2. これを、町歳入徴収金には、それぞれ①と②の手法を与え、二刀流とし滞納者の状況により町が滞納処分の手法を自由に選択できるよう改正を提案します。</p> <p>【具体的に対象とする債権名】</p> <p>①強制徴収公債権名：道町民税、法人町民税、入湯税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、長寿医療保険料、保育所保育料、下水道料、下水道受益者負担金</p> <p>②非強制徴収公債権名：水道料、給食費、町営住宅使用料、し尿汲み取り手数料、幼稚園保育料</p> <p>【法の整備】共通法と個別法に滞納処分の二刀流手法を明文化</p>
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>税との多重債務が多いが、例としては次のとおりです。</p> <p>1. 現在、下水道料と水道料の賦課は別で有るも、事務の効率化と納付者の利便上、納付書は1枚で発付している。</p> <p>2. 現行法では滞納者が発生すると、次の滞納処分をしている。</p> <p>【下水道料は①の自力執行権で預貯金調査をし差押え】、【水道料は②により裁判所へ訴えの提起】をしている。</p> <p>3. 結果、①と②によりそれぞれの滞納処分に必要な事務をすることは時間と費用で非常に効率が悪く、かつ、滞納者も困惑しながら訴訟のみ納付し、下水道分は納付することなく滞納が続いています。原因は税(預貯金口座調査の限界と金融機関費用増加)をなめるも、裁判は怖い。</p> <p>4. これを解消し、町歳入徴収金の早期回収と事務の合理化や効率的に進めるとともに、町財源と住民の公平感の確保を図るため提案するものです。</p>
-----------------	---

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>私債権については、自力救済禁止の原則により、自力執行が認められておらず、民事訴訟等により債権の存在、金額等を確定するなどの手続を経て確定判決等の債務名義を取得し、この債務名義により裁判所又は執行官が執行を行うとされております。</p> <p>御提案にあるように、町歳入徴収金である私債権についても、債権の存在、金額等を確定するための手続は必要であり、町歳入徴収金である私債権のみを例外として自力執行権を認める合理的理由は見出せないと思われまます。</p> <p>したがって、徴収金である私債権に自力執行権を認めることはできないと思料いたします。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>今回の特区申請は、現行法に基づき歳入徴収金を一元管理し法的回収を実践した結果、残念ながら現行法における滞納処分や訴訟では本来の目的である歳入徴収金を迅速に回収達成することが困難であり、目的を達成し公平感と財源の確保を図るために、特区と改正を要望したものであります。ついては、法律は時の流れにより現実に沿った改正を関係省庁と調整の上実施すべきであります。一例として、民事執行法第196条財産開示(平成15年8月法律134号)の目的と背景を承知の上、実践現場の声を始め地方自治体から意見聴取し改正をする必要があると思ひます。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>水道料、給食費、町営住宅使用料等の町歳入徴収金は私債権に該当するところ、私債権については、自力救済禁止の原則により、自力執行が認められておらず、民事訴訟等により債権の存在、金額等を確定するなどの手続を経て確定判決等の債務名義を取得し、この債務名義により裁判所又は執行官が執行を行うこととされているから、これらの債権に自力執行力を認めることはできないと考えられる。</p> <p>なお、提案主体は、民事執行法上の財産開示制度の目的と背景に言及しているが、私債権については、執行力のある債務名義の正本に基づき、債権者は財産開示手続の申立てを行うことができることとされている。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体からの再意見に対し検討し、回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>自治体歳入徴収金の強制回収手法について税法と民事訴訟・執行法による二刀流の選択適用が困難であれば、それぞれの回収手法にはメリットとデメリットがありますので、将来の民間委託も見据え、まず、両手法の比較分析を行い可能な事項については、速やかな一部導入の改正を図り、地方税法第15条の7と地方自治法施行令第171条の5第1項第2号と第3号への該当、とりわけ「逃げ得」を減らすべきと思われまます。可能と思われる事項例として、民事では執行に伴う調査権、訴訟・執行費用、域外対象者に係る訴訟職員旅費や他自治体への囑託であり、税では、滞納処分職員旅費や差押え基準(課税の根拠である給料が差押え以下)と思ひます。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>当省の所管に関する事項については、「各府省庁からの提案に対する回答」及び「各府省庁からの再検討要請に対する回答」のとおりであります。</p>				

05 法務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	外国人研修・技能実習制度の見直し	都道府県コード	45 宮崎県
		提案事項管理番号	1006010
提案主体名	社会福祉法人豊の里	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針 第1の4の2
制度の現状	外国人研修・技能実習制度は、外国人に我が国の産業・職業上の技術・技能・知識を移転することを通じ、諸外国の人材育成に協力することを目的として、研修期間と実習期間を合わせて3年以内とする制度であり、実習の対象となる職種・業務は、技能検定等の対象となる63種116作業としている。

求める措置の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 技術移転実習移行対象職種(63種116作業)の拡大 ■ 研修・技能実習受入の見直し ■ 技能実習期間の延長
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>医療保健福祉分野への就労者確保のためフィリピン、インドネシアEPAにより外国人介護士(看護師)候補者の受入れを本年度より行う。サービス水準を確保、向上させるためには受入施設のOJT指導や標準化された教育研修を行うことが肝要。外国人研修・技能実習制度の趣旨を踏まえ効果的かつ積極的な運用を図る外国人介護人材養成システムを構築する。研修・技能実習の関係は日本語教育等は送出国で、日本国内では技能実習を重点化、効率化を図る。技能実習は実習と教育を一体的に行うプログラム提供。(介護福祉士国家試験受験資格要件「3年以上の経験+600時間程度の養成研修」システム化)</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	Ⅲ
<p>対象職種については、公的に客観的な評価ができるものであって、かつ、研修生送出国のニーズに合致するものである必要があり、民間企業等の認定に基づき、技能実習への移行を認めることは困難である。また、職種の追加については、職業能力開発促進法に基づく技能検定制度が整備されるか、または評価制度が整備され、(財)国際研修協力機構の認定を受ければ、技能実習移行対象職種に含めることは可能である。</p> <p>なお、研修・技能実習制度の見直しについては、平成21年通常国会への法案提出に向けて関係省庁において検討中である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>外国人研修・技能実習制度の対象職種として(財)国際研修協力機構の認定を受けるための要件は何か、回答されたい。 また、研修・技能実習制度の見直しにおいて、「介護」が対象職種に追加される見込みはあるのか、回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p>				
<p>再検討要請に対する回答 「措置の分類」の見直し D 「措置の内容」の見直し Ⅲ</p> <p>(財)国際研修協力機構の認定は、「技能等の評価システム認定規程」により職種・作業ごとに、「技能等の評価に関する連絡調整委員会」の議を経て行っていると承知しているところであるが、認定の要件の詳細は(財)国際研修協力機構に確認されたい。</p> <p>また、研修・技能実習制度の見直しについては、前回回答のとおり、現在、検討中であるが、現時点では、その具体的内容等についてはお答えできない。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				
<p>再々検討要請に対する回答 「措置の分類」の再見直し D 「措置の内容」の再見直し Ⅲ</p>				

05 法務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	家事使用人の在留許可申請にかかる、雇用者たる外国人の要件の緩和	都道府県コード	13 東京都
提案主体名	国際銀行協会	提案事項管理番号	1036010
		拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	警察庁 法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件 第2号及び別表第二
制度の現状	投資・経営の在留資格又は法律・会計業務の在留資格をもって在留する事務所の長又はこれに準ずる地位にある外国人で、申請の時点において、13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するものは、自らが使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人を雇うことができる。

求める措置の具体的内容	東京の都心部に拠点を置く海外の金融機関に勤務する外国人従業員を対象として、家族の家事・育児を担う家事使用人の在留許可申請に関して、雇用者たる外国人の要件を緩和する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>日本経済活性化の一環として、金融・資本市場の競争力を高めることが重要であり、高度な金融技能を備えた外国人を増やすことが必要であることは、金融庁が昨年12月21日に発表した「金融・資本市場競争力強化プラン」でも謳われているところです。</p> <p>東京は、金融センターとして、ニューヨークやロンドンのみならずアジアでもシンガポール、香港、上海などと競合しており、当協会に加盟する金融機関の外国人従業員も、これらの都市で働いた経験がありますが、これらの都市と比べると東京は、外国人を受け入れる環境が不十分であり、とりわけ、家族の家事・育児を担う家事使用人が在留資格を取得することが極めて困難だという問題が存在します。</p> <p>現状では、家事使用人の雇用者として適格とされるのは金融機関の一握りの最高幹部のみです。このため、高度な金融技能を備えていながら、東京での勤務を諦めざるを得ないケースもあります。</p> <p>当協会が、昨年12月に会員会社を対象に実施したアンケートでも、申請が却下された事例が多くみられ、経営幹部であっても事業所の長に準ずるとまでは言えないケースや、76人もの部下を抱えていても却下されたケースもありました。</p> <p>当協会は、会員会社の多くが、内閣官房の「国際金融拠点機能強化プラン」に記された2つの区域(「東京駅・有楽町駅周辺地域」および「環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木地域」)およびその周辺地域に集中していることから、これらの地域を対象として、家事使用人の在留許可申請に際して、雇用者たる外国人の要件緩和を要望します。</p> <p>(注)別紙事業内容書あり。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとし、いわゆる単純労働者については受入れを認めていない。しかしながら、投資・経営又は法律・会計業務の在留資格を持って在留する事務所の長又はこれに準ずる地位にある外国人に、自らが使用する言語により日常会話ができる個人的使用人の雇用を認めているのは、当該外国人の社会的地位等を考慮した特例的措置である。</p> <p>なお、当省においては、「第3次出入国管理基本計画」において、現在では、専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて着実に検討していくこととしているが、その際には、新たに受入れを検討すべき産業分野や日本語能力などの受入れ要件を検討するだけでなく、その受入れが我が国の産業及び国民生活に与える正負両面の影響（例えば、治安、労働市場、産業発展・構造転換、社会的コスト等に与える影響）を十分に勘案する必要があると考えており、いずれにしても、関係機関等との十分かつ慎重な議論なくして容易に結論を出すべき課題ではないと認識している。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>家事使用人の雇用については、単純労働者受入れの特例的措置であること及びわが国の産業や国民生活に与える影響について勘案すべきものであることは理解している。</p> <p>一方、全閣僚出席の下、本年4月11日に地域活性化統合本部会合の場で了承された「国際金融拠点機能強化プラン」において、「国際化に即応した人材の受け入れを容易にする観点から、金融関連企業に勤務する外国人ビジネスパーソン家庭の家事、育児をサポートする者の円滑な入国を促進する」旨謳っているとおり、政府一体となって推進するものである点及び単純労働者受入れの範囲をむやみに広げるものではない点を考慮し、積極的に検討していただきたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>幣協会の提案は、金融庁の「金融・資本市場競争力強化プラン」や内閣官房の「国際金融拠点機能強化プラン」を成功に導く上で必須の政策課題です。さらに、法務省の「第3次出入国基本計画」でも、『高度人材を始めとした我が国が特に必要とする外国人については、(略)、更に円滑な受入れを図る』と謳われており、幣協会の提案は、そうした施策に合致するものであり、認めて頂くよう要望します。なお、同「計画」における、『専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れ』への言及は、人口減少時代への対応と位置付けられており、弊協会の提案および提案理由とは異なる論点である旨申し添えます。</p>				
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し</p> <p>C</p> <p>「措置の内容」の見直し</p> <p>Ⅲ</p> <p>前回回答したとおり、我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとし、いわゆる単純労働者については受入れを認めていない。</p> <p>また、専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れの検討に関しては、新たに受入れを検討すべき産業分野や日本語能力などの受入れ要件を検討するだけでなく、その受入れが我が国の産業及び国民生活に与える正負両面の影響（例えば、治安、労働市場、産業発展・構造転換、社会的コスト等に与える影響）を十分に勘案する必要があると考えており、いずれにしても、関係機関等との十分かつ慎重な議論なくして容易に結論を出すべき課題ではないと認識している。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
<p>① 本提案は、単純労働者の受入れ範囲をむやみに広げるものではなく、「国際化に即応した人材の受入れを容易にする観点から、金融関連企業に勤務する外国人ビジネスパーソン家庭の家事・育児をサポートする者の円滑な入国を促進する」(地域活性化統合本部会合了承)ことを目的とするものであることを踏まえ、以下の事項に回答されたい。</p> <p>i. 現行の在留資格要件である「投資・経営」及び「法律・会計業務」に加え、「企業内転勤」、「技術」、「人文知識・国際業務」を追加することについて、その是非及び理由を、各在留資格ごとに個別に回答されたい。</p> <p>ii. 現行の「事務所の長又はこれに準ずる地位」の要件について、どのような場合に該当することとなるのか、判断基準を明らかにされたい。</p> <p>iii. 現行の「申請の時点において、(雇用者が)13才未満の子を有する」という要件について、これを「18歳未満」に緩和しても国内外の労働市場に影響が及ぶものとは考えられないこと、また、国際化に即応した人材の受入れを容易にする観点からは、「13歳未満」としている現行の要件に合理性はなく、緩和が可能と考えられるが、如何。</p> <p>iv. 国内労働市場に影響が出ることがないよう、現行の要件の全部又は一部に対し、代替要件又は異なる選択肢を設けることで、雇用者の要件の緩和が可能と考えられるが、如何。</p> <p>v. その他、現行の要件の柔軟な運用によって、提案内容の趣旨の全部又は一部の実現に近づけることができる点があるのではないか。</p> <p>②また、右の提案主体からの再意見に対し検討し、回答されたい。</p> <p>③外国人家事使用人の雇用の実態に関するデータを明らかにされたい。また、日本人家事使用人が雇用されている実態があれば、併せてデータを明らかにされたい。</p> <p>④「金融関連企業に勤務する外国人ビジネスパーソン家庭の家事・育児をサポートする者の円滑な入国を促進する」観点から、本提案に対する結論を出す上で必要となる「関係機関等との十分かつ慎重な議論」とは、具体的には何か。</p>			
提案主体からの再意見			
<p>政府と国会は今年、東京を一層重要な国際金融拠点とすることが国家的優先課題であり、他の主要国際金融拠点と比べ競争力ある地位への回復には早急な改革の導入が必要と決議しました。国際金融拠点として成功する都市の主要因には豊富な国内外の高度人材の存在が挙げられます。金融セクターに従事する者の多くは家事使用人のサポートが不可欠です。「第3次出入国基本計画」では検討が必要とされていますが、高度技能を持つ外国人を日本へ呼び込む家事使用人の在留許可申請制度の改正は先送りできません。日本経済は外需への依存もあり世界経済と同様成長が減速しています。金融セクターを支える改革の導入はより力強い経済への発展へ繋がります。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F	「措置の内容」の再見直し
<p>①～④ 外国人家事使用人の雇用者たる外国人に係る要件について、例えば、「病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの」に共働き世帯であることも対象となり得るよう、関係告示における要件の運用の改善などの検討を行い、平成20年度中に結論を得る。</p>			

05 法務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	外国人の家事使用人にかかる在留資格要件の緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1037010
提案主体名	在日米国商工会議所	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	警察庁 法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件 第2号及び別表第二
制度の現状	投資・経営の在留資格又は法律・会計業務の在留資格をもって在留する事務所の長又はこれに準ずる地位にある外国人で、申請の時点において、13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するものは、自らが使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人を雇うことができる。

求める措置の具体的内容	外国人家事使用人を雇用する者の資格要件のうち、①「投資・経営」又は「法律・会計業務」の資格をもって在留する、②事業所等の長又はこれに準ずる地位にある者で、③申請の時点において13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの、の要件を、(1)東京都23区の特定の地域(新宿区、港区、品川区、渋谷区、千代田区、墨田区及び中央区の全域)内に所在する事業所等に勤務し又は当該地域内に居住し、(2)金融関連サービス業に従事する外国人については、これを撤廃又は代替的手段をもって緩和する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>左記の特定の地域内で勤務又は居住する外国人金融ビジネスパーソン等が雇用する外国人家事使用人について、左記①～③の要件を、撤廃又は雇用人に一定の経済的要件を求めるなどの代替的手段をもって緩和する。</p> <p>(1) 事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 外国人家事使用人の重要性 b. 雇用人の在留資格の要件(左記①)の不合理性 c. 雇用人の地位の要件(左記②)の不合理性 d. 雇用人の家族構成の要件(左記③)の不合理性 e. 競合国においては左記①～③のような制限はない f. 本提案は出入国基本計画や国際金融拠点機能強化プランを具体化するものである g. 本事業に実質的効果を持たせるためには左記地域における規制緩和が必要である <p>(2) 事業の許容性</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 雇用人の限定により費用対効果が高い一方、入管政策に与える影響は軽微である b. 雇用人を金融関連サービス業に従事する者に限ることから、弊害発生の可能性は低い c. 雇用人の在留資格・地位に関する要件は、経済的要件によって代替可能である <p>(詳細は別紙事業内容書のとおり)</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとし、いわゆる単純労働者については受入れを認めていない。しかしながら、投資・経営又は法律・会計業務の在留資格を持って在留する事務所の長又はこれに準ずる地位にある外国人に、自らが使用する言語により日常会話ができる個人的使用人の雇用を認めているのは、当該外国人の社会的地位等を考慮した特例的措置である。</p> <p>なお、当省においては、「第3次出入国管理基本計画」において、現在では、専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて着実に検討していくこととしているが、その際には、新たに受入れを検討すべき産業分野や日本語能力などの受入れ要件を検討するだけでなく、その受入れが我が国の産業及び国民生活に与える正負両面の影響（例えば、治安、労働市場、産業発展・構造転換、社会的コスト等に与える影響）を十分に勘案する必要があると考えており、いずれにしても、関係機関等との十分かつ慎重な議論なくして容易に結論を出すべき課題ではないと認識している。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>本年4月11日に地域活性化統合本部会合の場で全閣僚出席の下、了承された「国際金融拠点機能強化プラン」では、「国際化に即応した人材の受け入れを容易にする観点から、金融関連企業に勤務する外国人ビジネスパーソン家庭の家事、育児をサポートする者の円滑な入国を促進する」旨謳っている。</p> <p>本提案は、「専門的、技術的分野」以外の外国人労働者の受入れに慎重な基本政策に抵触するものではなく、現行でも認められている家事使用人の雇用に際し、在留資格の要件の緩和を求めるものであると考える。</p> <p>現行の「特例的措置」の要件を満たす者以外にも家事使用人を必要とする外国人は多く、「経済財政改革の基本方針 2007」の趣旨の実現に向けて一定の要件を付した上で特区における要件緩和を図られたい。</p> <p>この要望が受け入れられることにより、対日投資の促進に繋がるものとする。</p>				
提案主体からの意見				
<p>骨太の方針 2007 において、市場強化プランを政府一体となって推進することが閣議決定されたにも関わらず、法務省、厚生労働省、警察庁の三省庁が実質的な対応の先送りを示唆する回答をしたことは残念である。法務省および警察庁は、外国人労働者の受入に伴う影響については慎重な検討が必要である旨を述べているが、ACCJ の提案は特区においても制度利用者に条件をつけるなど、想定されるリスクを軽減するに足るものとなっている。本案件を机上の空論で終わらせるのではなく、合理的なリスクコントロールを可能とする限定範囲において実行に移すことで、その影響を実証的に検証でき、よりよい制度設計へとつなげることができる。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>前回回答したとおり、我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとし、いわゆる単純労働者については受入れを認めていない。</p> <p>また、専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れの検討に関しては、新たに受入れを検討すべき産業分野や日本語能力などの受入れ要件を検討するだけでなく、その受入れが我が国の産業及び国民生活に与える正負両面の影響（例えば、治安、労働市場、産業発展・構造転換、社会的コスト等に与える影響）を十分に勘案する必要があると考えており、いずれにしても、関係機関等との十分かつ慎重な議論なくして容易に結論を出すべき課題ではないと認識している。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

① 本提案は、単純労働者の受入れ範囲をむやみに広げるものではなく、「国際化に即応した人材の受入れを容易にする観点から、金融関連企業に勤務する外国人ビジネスパーソン家庭の家事・育児をサポートする者の円滑な入国を促進する」(地域活性化統合本部会合了承)ことを目的とするものであることを踏まえ、以下の事項に回答されたい。

i. 外国人家事使用人の雇用について、「雇用者の社会的地位を考慮し、例外的に認めている」とのことであるが、そのような趣旨にかながみれば、提案内容のとおり、収入等の「経済的要件」をもって代替要件とするのが合理的ではないか。

ii. 上記のほか、国内労働市場に影響が出ることがないよう、現行の要件の全部又は一部に対し、代替要件又は異なる選択肢を設けることで、雇用者の要件の緩和が可能と考えられるが、如何。

iii. その他、現行の要件の柔軟な運用によって、提案内容の趣旨の全部又は一部の実現に近づけることができる点があるのではないか。

②また、右の提案主体からの再意見に対し検討し、回答されたい。

③外国人家事使用人の雇用の実態に関するデータを明らかにされたい。また、日本人家事使用人が雇用されている実態があれば、併せてデータを明らかにされたい。

④「金融関連企業に勤務する外国人ビジネスパーソン家庭の家事・育児をサポートする者の円滑な入国を促進する」観点から、本提案に対する結論を出す上で必要となる「関係機関等との十分かつ慎重な議論」とは、具体的には何か。

提案主体からの再意見

骨太の方針 2007 において市場強化プランを政府一体となって推進することが閣議決定され、全閣僚が出席した会合において了承された「国際金融拠点機能強化プラン」に家事使用人の円滑な入国促進が謳われているにも関わらず、法務省が本案件を改めて先送りしたことは残念なことである。本案件は現行でも受入れが認められている外国人労働者(家事使用人)について国際金融センターを目指す東京の一部地域に限り、想定されるリスクを軽減するに足る代替要件を以って在留資格要件の緩和を求めるものである。法務省の回答は提案の内容等に対する回答になっていないばかりか、国際ビジネス社会が認識している政府方針等と整合性を欠くものである。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

F

「措置の内容」の再見直し

IV

①～④ 外国人家事使用人の雇用者たる外国人に係る要件について、例えば、「病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの」に共働き世帯であることも対象となり得よう、関係告示における要件の運用の改善などの検討を行い、平成20年度中に結論を得る。

05 法務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1046060
提案主体名	兵庫県	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	警察庁 法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法 第2条の2別表 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件 第11号
制度の現状	出入国管理及び難民認定法別表第一の一から五の表の上欄の在留資格(外交、公用、短期滞在、家族滞在を除き、特定活動にあっては、イ又はロに該当するものに限る。)をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動を行うものについては、在留資格「家族滞在」又は「特定活動」をもって在留を許可している。

求める措置の具体的内容	資本金1億円以上の成長事業を展開する本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。
具体的事業の実施内容・提案理由	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。 これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や社員は当地域において必要不可欠な人材である。高度人材の親の在留が認められたことを踏まえ、当地域にとって同程度に重要な人材である外国人企業関係者が、親の問題で入国が困難になったり、在留できなくなることがないよう、親の活動を「特定活動」に加えることを求めるもの。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I III
<p>前回はみじ月間で回答したとおり、本要望は、実質的に在留資格「家族滞在」の範囲拡大を求めるものであるところ、当該措置の実施は、長期滞在、定住化を進めることとなるため、政府として移民の受入れ政策をとっていない以上、家族滞在の範囲を拡大して受入れを行うことはできない。</p> <p>また、「特定研究活動等の対象となる外国人研究者」等、いわゆる高度人材の親については在留を認めている（平成19年3月23日、特定活動告示改正）が、現在は、告示改正後に入国した外国人親の在留状況等を慎重に見守っているところであり、現時点ではこれ以上の外国人親の範囲を拡大することは時期尚早である。</p> <p>なお、本国において他に身寄りがなく扶養を受けなければ生活できない者や高齢、病気治療等特別な事情が認められる者の場合は、現在も個別の判断により在留を認めているところである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>提案主体は、「資本金1億円以上の成長事業を展開する本社設置外資系企業について」という条件を付しているが、この「成長事業」とは兵庫県の「産業集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」における要件に該当するものという基準によるため地域や業種が限定されている。したがって移民の受入れに直結するとは考えにくいものであり、特定地域で検証を行うに足る条件が備わっていると考えられるが見解如何。</p> <p>また、右記提案主体の意見のとおり、第12次提案においても同様の回答であったため、いつになれば「時期尚早」でなくなるのか回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>昨年度の第11次提案検討の際の再意見より、「高度人材の親の在留状況を見守っている段階であり、現時点でこれ以上の外国人親の範囲を拡大することは時期尚早」との回答をいただいているが、現状、その在留状況の検証をどの時期に実施される予定なのか、その検証の結果として、他の在留資格をもつ外国人親への範囲拡大を将来的に検討される余地があるのかについてご意見をお聞きたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I III
<p>前回回答したとおり、本要望は、実質的に在留資格「家族滞在」の範囲拡大を求めるものであるところ、当該措置の実施は、長期滞在、定住化を進めることとなるため、政府として移民の受入れ政策をとっていない以上、家族滞在の範囲を拡大して受入れを行うことはできない。</p> <p>また、「特定研究活動等の対象となる外国人研究者」等、いわゆる高度人材の親については在留を認める取扱いとしたばかりであり、現在は、その高度人材の親の在留状況等を慎重に見守っているところ、将来的な展望について、現時点でお答えすることはできない。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体からの再意見に対し検討し、回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>貴省のご回答では、例外的に高度人材の親についてのみ特例扱いとされているが、本県は、特区制度を活用して上記特例幅を若干再検討いただくことを提案しているものである。貴省令で定める高度人材は特例的に承認し、本県の提案について</p>			

は検討の対象外であるというご回答につき、線引きにかかる根拠が不明である。

本県としては、課題・対応を精査する意味も含め、「出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄の事業活動の要件を定める省令」に規定される対象を具体的な形でご説明いただきたい。また、県内大手外資系企業勤務の外国人ビジネスマンへの適用の可能性について併せてご説明いただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

I

III

「出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄の事業活動の要件を定める省令」については、出入国管理法別表第一の五の表の下欄イ及びロに規定する法務省令で定める事業活動の要件を具体的にお示したものであり、高度な専門知識を必要とする特定の分野に関する研究を目的とする事業活動又は情報処理に関する産業に属する事業活動であって、当該省令に規定する要件を満たせば、それ以外に事業活動の要件に特段の制限を設けているものではない。

また、前回回答したとおり、「特定研究活動等の対象となる研究者」等、いわゆる高度人材の親について在留を認める取扱いをしたばかりであり、現在は、その高度人材の親の在留状況等を慎重に見守っているところ、将来的な展望について、現時点でお答えすることはできない。

05 法務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件の緩和	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1046070
提案主体名	兵庫県	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令
制度の現状	<p>転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において1年以上継続して法別表第1の2の表の「技術」の項又は「人文知識・国際業務」の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要</p>

求める措置の具体的内容	<p>成長産業分野の外国・外資系企業について、在留資格「企業内転勤」にて要求される関連業務経験期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。このような中、とりわけ、成長産業分野における海外からの新たなビジネス手法やマネジメントシステムの導入の一層の促進は、今後の地域経済の活性化・発展において極めて重要である。</p> <p>上記に鑑み、兵庫県では、産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例(産業集積条例)を制定するなど、成長産業分野の外国・外資系企業の立地・集積の促進を図っているが、同時にこれら企業の立地・定着においては、時期を失することがない適切な人材の確保と配置が重要である。このことから、成長産業分野の外国・外資系企業に対して、兵庫・神戸で勤務させることを前提に海外で雇用した従業員のうち、雇用前の別会社において「技術」「人文知識・国際業務(うち人文知識)」分野で3年以上の実務経験を有する者に限り、転勤前の従事期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和することを求めるものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>前回もみじ月間においても回答したとおり、在留資格「企業内転勤」は、企業活動の国際化に対応するため、外国で活躍している職員を、一定期間の「転勤」として、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」とは異なる簡易な要件の下で受け入れるものであり、「技術」等の上陸許可基準において規定されている学歴要件や実務経験年数要件が課されていないものであることから、これ以上の要件の緩和は困難である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>本提案では、要件緩和するにあたり、雇用前の別会社の「技術」及び「人文知識・国際業務(うち人文知識)」分野での「3年以上」の実務経験年数に加え、雇用される企業が本県の産業集積条例に基づく成長産業分野に該当することを要件として課している。これにより、本県が提案するこの要件は、現行の要件に比して条件を単純に緩和するものではなく、さらに一定の条件を加え、地域経済の活性化を図る目的を明確化したものであると認識している。</p> <p>また、ビジネス情勢変化に応じ好機を逃さないよう迅速に事業を展開する必要があるなか、本国からの優秀かつ適切な人材の早期確保が可能となれば、対日投資の促進及び地域経済の活性化を図ることができる。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>前回回答したとおり、在留資格「企業内転勤」は、企業活動の国際化に対応するため、外国で活躍している職員を、一定期間の「転勤」として、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」とは異なる簡易な要件の下で受け入れるものであり、「技術」等の上陸許可基準において規定されている学歴要件や実務経験年数要件が課されていないものであることから、これ以上の要件の緩和は困難である。</p> <p>なお、「企業内転勤」の要件である外国にある本店等における一年以上の実務経験を満たさない場合であっても、「技術」又は「人文知識・国際業務」の要件を満たせば、これらの在留資格をもって入国・在留することは可能である。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの再意見に対し検討し、回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>これまでもご説明したとおり、本県は、中国・アジア企業を中心とするビジネス慣行を念頭に、要件の再検討・変更にかかる提案を行っているものであり、要件の単純緩和を求めているものではない。</p> <p>このようななか、貴省には、ビジネスの実態・ニーズを今後改めて調査したうえで、要件等にかかる再検討の可能性についてお聞きしたい</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	Ⅲ
<p>前回回答したとおり、在留資格「企業内転勤」は、企業活動の国際化に対応するため、外国で活躍している職員を、一定期間の「転勤」として、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」とは異なる簡易な要件の下で受け入れるものであり、「技術」等の上陸許可基準において規定されている学歴要件や実務経験年数要件が課されていないものであることから、これ以上の要件の緩和は困難である。</p> <p>なお、「企業内転勤」の要件である外国にある本店等における一年以上の実務経験を満たさない場合であっても、「技術」又</p>				

は「人文知識・国際業務」の要件を満たせば、これらの在留資格をもって入国・在留することが可能であり、総合規制改革会議における本提案と同様の議論を受けて策定された「規制改革・民間開放促進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)を踏まえ、上記の取扱いについて周知を行ったところである。同閣議決定においても、周知では不十分な場合には見直しを検討することとされたが、入国に支障がある具体的事例については、これまでのところ承知していない。

05 法務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	再入国許可の有効期間の延長	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1047020
提案主体名	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	法務省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法 第26条第3項
制度の現状	<p>法務大臣は、再入国の許可(数次再入国の許可を含む。)を与える場合には、当該許可が効力を生ずるものとされた日から三年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>再入国許可申請の有効期間は通常3年であるが、外国人研究者の場合、在留期間が最大5年に延長されていることから、「再入国許可の有効期間の延長」を可能とする。</p> <p>なお、申請時に有効期間の延長を希望する場合は、受入機関より再入国許可申請の延長が必要であることを証する資料を提出することで、当該有効期間の延長(最大在留期間まで)を個別に判断するものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>世界最大の大型放射光施設 SPring-8 を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。</p> <p>さらに再入国許可申請の見直しにより外国人研究者の受入環境を整え、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。</p> <p>提案理由：</p> <p>播磨科学公園都市では外国人研究者が最大5年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等に参加している。研究内容によっては海外の研究機関や学会等への出張も多く、頻繁に再入国を繰り返すが、再入国許可申請ではその有効期間は通常最大3年であり、在留期間中に再度申請を行わなければならない。</p> <p>「規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成 20 年 3 月 25 日閣議決定)」においても新たな在留管理制度の構築を前提として再入国許可制度の見直しを検討することが定められているが、「特定研究活動」の場合、在留期間と再入国許可の有効期間に差があるのが現状であり、また申請にあたり手数料等も発生することから、再入国許可の延長を行うことにより研究者の負担を軽減したい。</p> <p>なお、再入国許可申請時に有効期間の延長を希望する場合は、延長が必要であることを証する資料(受入機関からの在籍証明、必要性を示す資料等)をあわせて提出することで、個別の対応を願いたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>前回もみじ月間においても回答したとおり、特定研究活動等に従事するいわゆる高度人材の再入国許可制度の見直しについては、「規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)」を踏まえ、新たな在留管理制度の構築を前提として、諸外国における高度人材向けの処遇の在り方や在留資格毎の特性なども踏まえつつ、遅くとも新たな在留管理制度の構築に係る関係法令の施行までに措置することとしている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見のとおり、検討の具体的な内容・スケジュールについて回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>前回のもみじ月間の貴省からの回答において、高度人材の再入国許可制度の見直しについて平成19年度に検討、結論とされていたが、どのような形になったのかご教示頂きたい。</p> <p>また、新たな在留管理制度の構築に係る関係法令の施行時期について、若干なりとも具体的な目処をご教示いただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>平成20年3月に提言された法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」による検討結果を踏まえて、適法に在留する外国人の利便性の向上を図る観点から、永住者に限定することなく、再入国許可全体について見直しを行い措置するとの結論を得て、平成21年通常国会への法案提出に向けて検討している。</p> <p>新たな在留管理制度の構築に係る関係法令については現在検討中であり、施行時期の具体的な目処について、お答えできる段階ではない。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体からの再意見に対し検討し、回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>在留期間と再入国許可の有効期間に差があるため、外国人研究者に負担が掛かっているのが現状である。</p> <p>新たな在留管理制度の構築に係る関係法令の施行時期等について具体的な目処が立っていないのであればなおさら、外国人研究者の負担を速やかに軽減するために、関係法令等の施行に先立って再入国許可の有効期間の延長をお願いしたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
<p>前回回答したとおり、平成20年3月に提言された法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」による検討結果を踏まえて、適法に在留する外国人の利便性の向上を図る観点から、永住者に限定することなく、再入国許可全体について見直しを行い措置するとの結論を得て、平成21年通常国会への法案提出に向けて検討しているところである。なお、施行時期等については、法案提出までに政府としての結論を得ることとしており、現段階においてお答えすることはできない。</p>				

05 法務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の	都道府県コード	28 兵庫県
	撤廃	提案事項管理番号	1047030
提案主体名	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令
制度の現状	<p>外国人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を習得していることが必要。</p> <p>また、外国人が母国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験が必要。ただし、大学を卒業した者が、翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りではない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数(3年以上)の撤廃を求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>世界最大の大型放射光施設 SPring-8 を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。</p> <p>外国人研究者の配偶者についても社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。</p> <p>提案理由： 播磨科学公園都市では外国人研究者が特例措置を活用し、長期(最大5年間)で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望しており、日本の生活における障害となっている。「資格外活動許可」を得ることで一定の活動は可能となるが、週 28 時間以内という制約があるため、フルタイムでの活動ができず不十分である。</p> <p>そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)に在留資格を変更する場合に要求される実務経験年数要件を撤廃することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。(国において、国家資格等の相互認証など、現状の学歴・実務経験要件と同等レベルであることの客観的な評価体制の整備に取り組むよう求める。)</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとし、いわゆる単純労働者については受入れを認めていないが、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、当該外国人が専門的、技術的な知識等を有するか否かを審査するために設けられており、その撤廃は困難である。</p> <p>なお、母国語を活用して外国語学校で語学を指導する目的で就労する場合、当該外国人が大学を卒業していた場合には実務経験年数は求めていない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>外国人研究者が家族滞在しやすい魅力的な環境を整えることで、優秀な人材を確保し新産業創出につながる研究を促進して地域経済を活性化させることを目指しており、その一環として研究者の配偶者が社会参加できる道を開くことが重要と考えている。</p> <p>現在、それを困難なものにしているのが3年以上の実務経験という要件であり、大学を卒業した者についてはこの実務経験年数が免除されてはいるが、大学を卒業していなくとも日本文化にはない思考・感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を持ち、母国語を活かした就労が可能な人材はあるはずであり、それら人材が母国語を活用して就労できるような新たな基準作りをお願いしたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>前回回答したとおり、我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとし、いわゆる単純労働者については受入れを認めていないが、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、当該外国人が専門的、技術的な知識等を有するか否かを審査するために設けられており、これに代わる客観的な指標がない限り、基準の緩和は困難である。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの再意見に対し検討し、回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>外国語学校等の母国語を活用した就労については、大学卒業者に3年以上の実務経験が不要とされていることから、専門性・技術性の担保に必ずしも実務要件は必須ではないと考える。単純労働者の受け入れではなく、すでに本邦での滞在が認められている外国人研究者の配偶者が社会参加できる道を開くことを目指しており、日本文化にはない思考・感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を持った人材が母国語を活用して就労できるような新たな基準作り、又は資格外活動の許可にかかる週28時間以内という制約の見直しをお願いしたい。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	Ⅲ
<p>前回回答したとおり、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、当該外国人が専門的、技術的な知識等を有するか否かを審査するために設けられており、これに代わる客観的な指標がない限り、基準の緩和は困難である。</p> <p>なお、資格外活動の許可については、包括的な許可の範囲が1週当たり28時間以内であり、具体的な就労先、職務内容を明示して個別許可の申請があれば、本来の活動を阻害しない範囲内で、審査の上許可しており、1週当たり28時間を超えることをもって、一律に不許可とするような取扱いはしていない。</p>				

05 法務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	外国人の在留資格変更申請の柔軟化	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051010
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	法務省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法 第20条第3項ただし書
制度の現状	「短期滞在」の在留資格で在留している外国人が在留資格の変更を行う場合には、やむを得ない特別の事情に基づくものでない限り、許可されない。

求める措置の具体的内容	「短期滞在」の在留資格で滞日している外国人が、日本での投資の準備ができたとき、又は就職が決定した場合、現在は、「短期滞在」の在留資格から「投資・経営」「人文知識・国際業務」等への在留資格への変更申請は認められていないが、「在留資格認定証明書」の申請を経ずに直接在留資格の変更手続きができるよう措置する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>日本において事業の実施又は就職を希望する外国人は、「短期滞在」の在留資格において日本に滞在しその準備活動を行うことが多くみられ、特に査証免除国の国民は、自由に日本に入国できることから、「短期滞在」の在留資格で準備活動を行うことが多い。</p> <p>このような状況で、事業の準備が整う又は就職先が決定等した場合に、現行法の運用では、「短期滞在」の在留資格から、「投資・経営」等への在留資格の変更が認められておらず、「在留資格認定証明書」を本人又は日本の関係者が申請し、たまたま運良く「短期滞在」の期間内に認められれば、在留資格の変更を申請することができるが、「在留資格認定証明書」の発行には、2か月程度かかる場合もあり、せっかく日本において準備が整っているにもかかわらず、一度、本国その他の第三国に出国しなければならない状況になっております。</p> <p>このようなことは、当該外国人にとって時間と費用において、非常に大きな負担となるものであり、日本に対する投資の促進や人材の国際交流の阻害要因となっております。</p> <p>そこで、「短期滞在」から「投資・経営」等の就労資格への在留資格の変更申請を認めていただきたいと要望するものです。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>「短期滞在」の在留資格で、日本国内で行うことができる活動は、日本に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動であり、本来、短期間の滞在を目的として来日する者である。それゆえ、査証発給、上陸手続等も簡易なものとなっている。この趣旨に鑑み、「短期滞在」からの在留資格の変更については、やむを得ない特別の事情に基づくものに限って許可することとされているところである。</p> <p>よって、要望は認められない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>今回の要望では、現行法の解釈・運用をお伺いしているのではなく、対日投資の促進又は人的な国際交流促進の観点から、法改正も含め、提案したものです。</p> <p>現行法による運用では、外国人が日本に投資し、事業を開始しようとする意欲を削ぐ結果となっており、そのための法改正も必要ではないかと考えますが、貴省の御見解を賜りたく存じます。</p>				
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し C 「措置の内容」の見直し I</p> <p>前回回答したとおり、「短期滞在」の在留資格の趣旨等に鑑み、「短期滞在」からの在留資格の変更については、やむを得ない特別の事情に基づくものに限って許可する現行の取扱いは妥当であると考えている。</p> <p>いずれにしても、迅速な審査に努めてまいりたいと考えている。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				
<p>再々検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の再見直し C 「措置の内容」の再見直し I</p>				

05 法務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	官公庁へのオンライン申請の代理人の範囲の拡充	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051020
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省 財務省 厚生労働省
該当法令等	司法書士法第3条, 第73条第1項, 第78条
制度の現状	<p>司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。</p> <p>また、違反者には刑罰が科される。</p>

求める措置の具体的内容	<p>政府・地方自治等に対してオンラインを利用して代理人により手続きする場合には、管轄官公庁の各手続き毎に特定の有資格者のみに限定されているが、この有資格者の範囲を拡大し、電子政府の推進を図る。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>官公庁に対する手続きについては、かなりの分野においてオンラインによる申請が可能となっておりますが、どの分野においてもその普及率は低いと言わざるを得ない状況となっております。</p> <p>これは、オンライン申請はパソコンに慣れない者にとっては、非常に面倒であるというのが一因であると考えられますが、これを補完するのが、行政書士等の専門職ですが、各士業法により、そのできる範囲は限定されております。</p> <p>例えば、許認可関係・会社定款であれば行政書士、登記関係は司法書士、税務関係は税理士、社会保険関係は社会保険労務士、というように行政と士業が正に縦割りの関係で繋がっており、電子申請も各々その限られた士業が扱っております。</p> <p>このような、固定化された手続き者の制度が電子政府の進展を阻んでいると考えられますので、ここに挙げた4士業においては、相互に自由に代理人として手続きが行えるようにし、各手続きにおける電子申請の担い手を大幅に増やすことが電子申請の利用率を高め、官公庁の事務処理の効率化に資すると考えますので、所要の法改正を要望します。</p> <p>また、このような縦割り士業は一般市民からみたとときには、誰に何を頼んだら良いのかわかり難く、また、各手続き毎に依頼先を探さなければならず、一般市民にとっても大変不便なものであり、官公庁と市民との距離を広げてしまう要因ともなっているものと思料いたします。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、申請方法がオンラインであるかオンラインでないかにかかわらず、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から適切でない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>今回の提案事項は、未だに非常に利用率が低く、一部では職員による「なりすまし申請」までが惹起されているオンライン申請の現状を改善すべく、電子政府の推進、行政の効率化及び国民にとっての利便性の向上という観点から、現行法の解釈をお伺いしているのではなく、法改正も含めて提案しているものです。今後、オンライン申請に関しては、利用者の拡充等、貴省におかれましては、どのように改善していく予定であるのか御見解を賜りたく存じます。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>電子政府の推進という観点は重要ではあるが、それ以前の問題として、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から、前回、回答したとおり、登記手続を代理する資格を有する者以外の者が代理することは、適切でない。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

05 法務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大学が単位認定する有償・長期インターンシップ活動に参加する留学生に係る在留資格外活動許可の不要化	都道府県コード	27 大阪府
		提案事項管理番号	1066010
提案主体名	大阪府	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法 第19条第2項
制度の現状	法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者は、その在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行う場合には、法務大臣から許可を求めなければならない。

求める措置の具体的内容	大阪府内の企業が大学と連携して行う有償の長期インターンシップ活動で、一定の要件を満たすものについては、当該インターンシップ活動に係る大学が届出を行うことにより、在留資格内の活動として、当該インターンシップ活動に参加する留学生に係る在留資格外活動許可を不要とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>我が国では、少子高齢化に伴い、労働人口が減少する中で、世界から高度人材の受け入れを拡大することが喫緊の課題となっている(経済財政改革の基本方針2008)。</p> <p>留学生が企業の中で就業経験を積めるインターンシップ活動は、教育を受けるという留学生の在留目的に合致するばかりでなく、インターンシップ活動を通じて、留学生と企業が相互理解を深めることにより、卒業後に国内企業への就職を促進し、高度人材の受け入れの拡大に貢献するものである。この場合に、インターンシップ活動は、長期になるほど効果が高いとされており、さらに、長期のインターンシップ活動は、参加者に責任感や意欲を引き出す等の観点から、有償であることが望ましいとされている。</p> <p>しかしながら、このような長期インターンシップ活動を有償で行う場合には、当該インターンシップ活動に参加する留学生は、出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づく在留資格外活動の許可が必要で、活動時間の上限等の制限があることから、当該インターンシップ活動は、留学生、企業の双方にとって有用にも関わらず、十分に活用されていないのが実態である。</p> <p>このため、大阪府内の企業が大学と連携して行う有償の長期インターンシップ活動で、次の要件を満たすものについては、当該インターンシップ活動に係る大学が法務大臣に届出を行うことにより、在留資格内の活動として、当該インターンシップ活動に参加する留学生に係る在留資格外活動許可を不要とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大学が授業の一環として単位を付与するものであること。 ② インターンシップ活動が1カ月を超える期間であること。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>入管法第19条第2項においては、「留学」の在留資格で、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行う場合には、資格外活動の許可を得なければならないとしており、その許可の範囲を逸脱した活動を行った場合には、刑事罰の対象、場合によっては、退去強制の対象ともなるほど重い扱いをしているなど就労活動を認めるか否かは出入国管理制度の根幹に関わることから、許可を不要とすることは困難である。</p> <p>なお、資格外活動許可の申請については、地方入国管理局長が相当と認める場合には、外国人が教育を受けている機関の職員が外国人本人の代わりに申請書等の提出等を行うことを認めている。</p> <p>また、教育機関の長期休業期間中は活動時間の上限を1日8時間まで緩和している。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>交通費等の実費は労働の対価に当たらないため、大学が教育上有益と認め単位を付与することとしたインターンシップ活動に際しそれらが支払われる場合は、資格外活動の許可は不要と考えることができないか、検討し、回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>大学は、教育上有益と認められるときに単位を付与することから(大学設置基準第29条第1項)、大学が単位を付与するインターンシップ活動は、教育を受けるとい留学生の在留目的に合致しており、「その許可の範囲を逸脱した活動」と解釈することは適当でないとする。インターンシップ活動が有償の場合でも、その大部分は実費程度である。また、入管制度等の改正により、在留資格外活動許可の運用が改善傾向にあるが、当該許可の基準が不明確であり、インターンシップ活動の支障となっている。このため、大学が単位を付与する有償の長期インターンシップ活動については、在留資格内の活動として、在留資格外活動許可を不要とされたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	-
<p>実費については報酬とはみなさないため、実費だけが支払われるインターンシップ活動であれば、現行でも在留資格外活動の許可は不要としている。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
<p>留学生のインターンシップ活動に際して支払われる実費について、在留資格外活動の許可が不要とされる基準を明確化し、公表されたい。</p> <p>また、右の提案主体からの再意見についても検討し、回答されたい。</p>				
提案主体からの再意見				
<p>金銭の支給が伴うインターンシップ活動は、交通費、食費、実習手当等の名目で企業から支払われることが多いが、留学生等は、当該金銭が実費弁償か、報酬かの判別が十分できず、資格外活動の許可申請を行っている。また、企業が活動支援金等の名目で日当程度の金額を支給する場合に、地方入国管理局等により判断が異なるため、当該許可申請の要否が不明瞭で、インターンシップという教育活動の実施上の障壁となっている。このため、資格外活動の許可申請を要しない実費弁償の範囲を明確化し、地方入国管理局等に周知徹底を図るとともに、インターンシップ活動を実施する企業、大学、留学生等の関係者に対しても、同様の周知をお願いしたい。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-
<p>在留資格で認められている活動以外の活動であっても、収入を伴わない事業を運営する活動又は報酬を受けない活動であれば、資格外活動の許可を要しないことは明らかであり(入管法第19条第1項)、留学生のインターンシップ活動について、報酬(当該活動の対価として与えられる反対給付)を受けないのであれば、資格外活動の許可は要しない。</p> <p>この場合において、資格外活動の許可を要しない実費弁償の範囲については、社会通念等に照らし個別に判断する必要がある。したがって、資格外活動許可の要否について疑義が生じる場合には、あらかじめ地方入国管理局等に相談されたい。</p>				

05 法務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520120	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	留学生が国内企業に就職する際の在留資格の変更 許可基準の緩和	都道府県コード	27 大阪府
		提案事項管理番号	1066020
提案主体名	大阪府	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法 第20条第3項 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令
制度の現状	<p>外国人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を習得していることが必要。</p>

求める措置の具体的内容	<p>留学生が大阪府内の企業に就労する場合で、一定の要件を満たす者であるものについては、法務大臣による在留資格の変更許可基準を緩和し、専攻科目と従事業務との整合性の要件を適用しないこととする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>我が国では、少子高齢化に伴い、労働人口が減少する中で、世界から高度人材の受入れを拡大することが喫緊の課題となっている(経済財政改革の基本方針2008)。我が国の大学に就学する留学生の多数が、卒業後の進路として国内企業への就職を選択するのであれば、高度人材の受入れの拡大に貢献するものである。</p> <p>留学生が国内企業へ就労する場合は、出入国管理及び難民認定法第20条第3項の規定に基づき、在留資格を留学から就労目的に変更するための法務大臣の許可が必要であるが、当該許可は、専ら法務大臣の自由な裁量に委ねられるものの、原則として上陸許可基準に適合していることが考慮されることとされている(「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」(平成20年3月法務省入国管理局))。</p> <p>この場合に、当該基準は、留学に係る大学の専攻科目と就労先の従事業務との整合性が求められているが、特に、文系科目を専攻した留学生が就労する場合には、このような整合性の立証が困難で在留資格の変更の許可がなされないことが多いなど、優秀な留学生を十分活用できていないのが現状である。</p> <p>このため、留学生が大阪府内の企業に就労する場合であって、次の要件を満たす者であるものについては、法務大臣による在留資格の変更許可基準を緩和し、専攻科目と従事業務との整合性の要件を適用しないこととする。</p> <p>① 4年生大学又は大学院を卒業していること。 ② 一定以上の日本語の能力があること。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	IV
現在の企業においては、特定分野に限らず広範な分野の知識を必要とする業務も多い実態を踏まえ、一定の関連性が認められれば、許可することとしているが、改めて地方入国管理局に対し、この取扱いの徹底を指導する。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	4年生大学又は大学院を卒業した留学生は高度人材に該当すると考えられることから、「一定の関連性」に関係なく在留資格の変更の許可がなされるよう検討されたい。 また、地方入国管理局への指導についてどのようになされるか、回答されたい。			
提案主体からの意見	近年、我が国の企業は、留学生について、日本人学生と同様に、専攻科目にかかわらず総合的な人材として採用することを希望する傾向にある。一方、我が国の大学では、学際横断的な学部が新たに設置されてきており、狭義の専門性で留学生の能力を測ることが困難となりつつある。このように、在留資格の変更許可の際に大学の専攻科目と就労先の従業務との関連性を求めることは、最早、合理性を喪失しており、新たな観点から在留資格を判断することが求められている。このため、「一定の関連性が認められれば、許可する」ということではなく、一定の能力等の要件を満たす留学生については、当該関連性の要件を適用しないこととされたい。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	IV
前回回答したとおり、現在の企業においては、特定分野に限らず広範な分野の知識を必要とする業務も多い実態を踏まえ、一定の関連性が認められれば、許可することとしている。「一定の関連性」とは、専攻科目にかかわらず、一定の能力を求められる業務に従事するかを判断するものであり、現制度において既に提案主体からいただいた意見の対応を行っている。なお、この取扱いについては、地方入国管理局に対して、通達を発出し、周知徹底を図っている。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	①留学生の就職先の業務内容にかかわらず、日本の大学卒業をもって高度人材とみなすことはできないのか。また、現行の高度人材の範囲及び高度人材受入れに係る議論の状況如何（経済財政諮問会議、規制改革会議等）。 ②国内企業への就職を検討する留学生の便宜のため、「一定の関連性」の判断基準について明確にし、公表されたい。また、当該就職に係る在留資格の変更許可申請が認められない割合及びその事由を明らかにされたい。 ③右の提案主体からの再意見についても検討し、回答されたい。			
提案主体からの再意見	今回の本府からの提案等を踏まえ、「大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性の柔軟な取扱いについて（通達）」（平成20年7月17日付け法務省管第3327号）を発出し、「技術」及び「人文知識・国際業務」全般について、専攻科目にかかわらず、在留資格の許可の判断がなされるとのことである。このように、専攻科目と業務内容との関連性を最早求めないということであれば、通達による運用に代え、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」（平成2年法務省令第16号）について、所要の改正を行い、当該措置を法令上明確にした上で、留学生、企業等の関係者に周知するようお願いしたい。			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	IV
① 我が国においては、いわゆる単純労働者の受入れについては認めていない一方、「専門的・技術的分野」に係る人材については積極的に受け入れることとしており、この方針の下に「投資・経営」、「法律・会計業務」、「教授」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」等の在留資格を整備している。この場合において、「専門的・技術的分野」に係る人材であるか否かについては、就労先の業務内容をもって判断する場合がある。 なお、「専門的・技術的分野」に係る人材の受入れに関する政府内の議論の状況については、当省としてその議論のすべて				

に参加しているものではないため、経済財政諮問会議等のホームページを参照されたい。

②・③ 「一定の関連性」とは、大学等における専攻科目に拘らず、就労先において一定の能力を求められる業務に従事するかを判断するものであり、すでに柔軟な対応を行っているところである。また、その取扱いについて、地方入国管理局に対して、通達を発出し、周知徹底を図っている。したがって、現行制度において、すでに提案主体からいただいた御要望の趣旨に沿った対応を行うことができているものとする。

05 法務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520130	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	オンライン商業登記の際に行政書士電子証明書の使用を可能にしていきたい。	都道府県コード	25 滋賀県
		提案事項管理番号	1070010
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	法務省
該当法令等	司法書士法第3条, 第73条第1項, 第78条
制度の現状	<p>司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。</p> <p>また、違反者には刑罰が科される。</p>

求める措置の具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現在、公認会計士に認められている商業登記の代理権を、行政書士にも認めて頂きたい。 2. 具体的には、司法書士法の改正、もしくは法務省通達を出して頂きたい。 3. 政府が推進する電子政府・電子申請の実現のため、上記の代理権はオンラインの登記申請に限定したもので結構です。
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>会社法が大改正され、日本も起業しやすい法制度が整いつつあります。</p> <p>しかし、現状では商業登記を依頼することができる専門家は司法書士とされており、起業家の方々の多様なニーズに応えることができていません。</p> <p>この点、行政書士であれば、日常的に企業の営業許可の取得手続きの支援を行っているため、会社の登記まで行えるようになれば、起業家の時間・費用を節約することができます。</p> <p>行政書士は、会社の定款を作成する専門家であり、法的知識・能力については十分に担保されています。</p> <p>このことは、電子定款の作成についての実績数により確認することも可能だと思われます。</p> <p>また、行政書士は、日本公証人連合会から業務として定款の代理作成をすることが可能である旨の公式見解が出されている唯一の士業でもあります。</p> <p>能力担保としての商業登記法の知識については、一定の研修などを行政書士に課することで十分担保できると考えられます。</p> <p>このことは、公認会計士にも登記申請代理が認められていることから明らかです。</p> <p>(公認会計士試験は、商業登記法が試験科目とされていません。)</p> <p>本提案を実現するためには、司法書士法を改正して行政書士にも登記申請代理を認めて頂くのが一番ですが、公認会計士のように法務省の通達で認めて頂く方法もあります。</p> <p>なお、政府が推進する電子政府・電子申請の実現のため、上記の代理権はオンラインの登記申請に限定したもので結構です。</p> <p>登記の専門家であるべき司法書士でも、オンライン申請に習熟できていない事務所が多数あることから、司法書士以外にも国民の受け皿の拡充を図る必要性が高いと思われます。</p>
-----------------	--

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、申請方法がオンラインであるかオンラインでないかにかかわらず、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から適切でない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見について検討し、具体的に回答されたい。</p>														
<p>提案主体からの意見</p> <p>具体的なお回答をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ご回答の中の「高度な法律知識及び専門的能力」とは具体的にどのようなものでしょうか。 公認会計士が商業登記を行える点を踏まえ、具体的にご回答下さい。 (会計士試験に商業登記法は出題されません) 「国民の権利の保全(中略)の観点から適切でない」とありますが、抽象的すぎて分かりません。 「どのような権利」に「どのような問題が生じるのか」具体的にご回答下さい。 「登記事務等の適正な運営の観点から適切でない」とありますが、これも抽象的すぎて分かりません。 登記事務等の運営に「どのような問題が生じるのか」具体的にご回答下さい。 														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>再検討要請に対する回答</th> <th>「措置の分類」の見直し</th> <th>C</th> <th>「措置の内容」の見直し</th> <th>I</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5"> <ol style="list-style-type: none"> 「高度な法律知識及び専門的能力」とは、司法書士法第3条第1号から第5号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力をいい、行政書士試験をもって当該能力の有無を判断できないと回答しているのであって、その判断に他土業の事情等は関係ない。 「国民の権利の保全(中略)の観点から適切でない」とは、商業・法人登記に関する法律知識及び専門的能力を有していると評価することができない者が代理した結果、当該登記に関する手続が適切に行われた場合に国民が得られたはずの利益を享受できなくなるおそれが生じる等の問題がある。 「登記事務等の適正な運営の観点から適切でない」とは、商業・法人登記に関する法律知識及び専門的能力を有していると評価することができない者が代理した結果、当該登記に関する手続等が適正かつ円滑に実施されないおそれが生じる等の問題がある。 </td> </tr> </tbody> </table>					再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I	<ol style="list-style-type: none"> 「高度な法律知識及び専門的能力」とは、司法書士法第3条第1号から第5号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力をいい、行政書士試験をもって当該能力の有無を判断できないと回答しているのであって、その判断に他土業の事情等は関係ない。 「国民の権利の保全(中略)の観点から適切でない」とは、商業・法人登記に関する法律知識及び専門的能力を有していると評価することができない者が代理した結果、当該登記に関する手続が適切に行われた場合に国民が得られたはずの利益を享受できなくなるおそれが生じる等の問題がある。 「登記事務等の適正な運営の観点から適切でない」とは、商業・法人登記に関する法律知識及び専門的能力を有していると評価することができない者が代理した結果、当該登記に関する手続等が適正かつ円滑に実施されないおそれが生じる等の問題がある。 				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I										
<ol style="list-style-type: none"> 「高度な法律知識及び専門的能力」とは、司法書士法第3条第1号から第5号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力をいい、行政書士試験をもって当該能力の有無を判断できないと回答しているのであって、その判断に他土業の事情等は関係ない。 「国民の権利の保全(中略)の観点から適切でない」とは、商業・法人登記に関する法律知識及び専門的能力を有していると評価することができない者が代理した結果、当該登記に関する手続が適切に行われた場合に国民が得られたはずの利益を享受できなくなるおそれが生じる等の問題がある。 「登記事務等の適正な運営の観点から適切でない」とは、商業・法人登記に関する法律知識及び専門的能力を有していると評価することができない者が代理した結果、当該登記に関する手続等が適正かつ円滑に実施されないおそれが生じる等の問題がある。 														

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの再意見に対し検討し、回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>(意見の詳細は、別紙を添付させていただきます)</p> <ol style="list-style-type: none"> 他土業の事情は、大いに関係があります。 具体的に、なぜ公認会計士・弁護士・裁判所OB等に「知識及び能力」があると言えるのかお答え下さい。 登記申請は、定款等で決定した事を、単に登記情報に反映させるだけの定型的な申請です。国民に不利益が生じる事は無いと考えます。 定款等を作成した行政書士本人が登記所に赴いて登記申請できれば、今より登記手続きの円滑・適正に資すると考えます。 				

4. 犯罪収益移転防止法により、依頼人は本人確認の二度手間を強いられています。行政書士に商業登記を認めれば、これは改善されます。

5. 特区など試験的な実施をご検討下さい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

I

1 前回、回答したとおり、現在の行政書士制度及び行政書士試験そのものから、行政書士に商業・法人登記手続の代理業務を認めることは相当ではないのであって、その結論に他土業の事情等とは関係ない。なお、司法書士試験に合格した行政書士が、司法書士名簿への登録等の手続を経た上で、司法書士を兼業することは、もとより禁じられていない。

2, 3 商業登記は、登記すべき事項を公示することによって、商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資するものであるところ、定款を作成することをもって商業・法人登記に係る専門的な法律知識を有していると評価することはできないのであって、このような者が代理業務を行うことにより、不十分な知識により誤った登記申請がされるなど、国民に不利益が生じたり、登記手続が適正・円滑に実施されないおそれは十分にある。

4 そもそも、犯罪収益移転防止法の本人確認は、本件のような商業・法人登記の適正な運営の観点とは直接関係しないが、当該本人確認の手間を省略することが、同法の趣旨に添うか否かは大いに疑問である。

5 以上より、特区などを試験的に実施する必要はない。

05 法務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520140	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	一般廃棄物処理業許可、一般廃棄物処理施設設置許可、産業廃棄物処理業許可、産業廃棄物処理施設設置許可に係る許可要件(欠格要件)の見直し	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1082010
提案主体名	行政書士笹島総合事務所	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	法務省 環境省
該当法令等	廃棄物処理法第7条第5項第4号ハ、第8条の2第1項第4号、第14条第5項第2号イ、第15条の2第1項第4号
制度の現状	申請者や許可業者が欠格要件に該当する場合は不許可や取消の処分を受けることになる。

求める措置の具体的内容	<p>現行法では許可を受けることができない者の要件(欠格要件)が定められており、「刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の3(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者」は欠格要件該当者となり、保有する一般廃棄物処理業許可、一般廃棄物処理施設設置許可、産業廃棄物処理業許可、産業廃棄物処理施設設置許可があった場合は全て許可取消し(義務的取消し)となる。</p> <p>これらの許可について、形式的に欠格要件に該当することになった場合であっても、過失によるもので、かつ、業務外における私的な行為であれば裁量的許可取消しとされたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由:</p> <p>本提案は、悪質な廃棄物処理業者の排除を目的とした欠格要件が、循環型社会の構築に向けた取組みを阻害しないよう提案を行うものである。</p> <p>添付資料として仮設事例(私的な行為に関して許可が取消される事例)を示すが、本来の廃棄物処理法の趣旨は、廃棄物処理業を営む悪質な業者に対して厳しく行政処分を課すことである。しかしながら、実際は想定外の事例(友人との酒席における口論の末、小突いてしまった等。)により許可が取消されているようなことも発生している。</p> <p>罪刑法定主義の観点から、刑法に触れる罪は当然容認すべきではない。しかしながら、全ての者が廃棄物処理法で考える「悪質な業者」に該当するかといえば、必ずしもそうとはいえず、本来の趣旨に比較し、過大な行政処分であると思料する。</p> <p>よって、廃棄物処理とは直接関係のない、過失によるもので、かつ、業務外における私的な行為が、廃棄物処理事業に影響が及ぶことは行き過ぎた規制であるため、このままでは民間の行う廃棄物処理事業に致命的な影響を与え、ひいては地域経済に影響を与えると考えるため、緩和を求めるものである。</p> <p>なお、欠格要件該当性の判断は判決書を見なくてはならないが、行政処分庁の負担を増やさず、かつ、適正判断ができるように、裁判所による判定書を添付させる制度を求める。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>本件要望については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を所管する環境省において検討すべきであり、現在、環境省において検討されているものと承知している。</p> <p>その結果を踏まえ、対応すべきものがある場合は、対応を行う。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

05 法務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520150	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類の拡充	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1082030
提案主体名	行政書士笹島総合事務所	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省
該当法令等	後見登記等に関する法律第10条 後見登記等に関する政令第15条
制度の現状	登記事項証明書等の交付を請求できる者の範囲については、本人及びその関係者に限られる。

求める措置の具体的内容	行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類に、後見登記等に関する法律に基づく登記事項証明書(登記されていないことの証明書に限る。)、外国人登録法に基づく外国人登録原票記載事項証明書、市町村長発行に係る身分証明書(破産者ではないこと及び旧民法の禁治産、準禁治産者ではなく、また、後見登記の通知を受けていないことを証明する書類、戸籍に関する行政証明。)を加えられたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国民の利便性の向上、行政書士による円滑な事務の推進の観点から本提案を行うものである。現在、行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類は、住民基本台帳法に基づく住民票や除票、戸籍法に基づく戸籍謄本や除籍謄本に限られる。それぞれの法律において特定事務受任者として行政書士(行政書士法人を含む。)が明記されている。このことは、行政書士法第1条の3に基づく官公署に提出する書類、権利義務又は事実証明に関する書類の作成(法定独占業務)に不可欠であるため、他人からの依頼があったことをもって、上記のうち必要な公的証明書類を職務上の権限で請求・取得することができることを公が認めているものと理解する。</p> <p>近年の複雑・多様化する行政規制に対応して、行政書士は官公署に提出する書類作成業務として許認可申請を多く手掛けるが、外国人の増加や多様化する社会などの影響により法定添付書面が増え、職務上請求の枠組みが現在の社会状況に合っていないものとする。</p> <p>一般的に、法人が営業のために取得する許認可には厳格な許認可要件があり、法人役員の全てが成年被後見人ではないことの確認として成年後見登記がされていないことの証明書の添付が法定されている。また、法人役員に外国人が就任することが多く、添付が法定されていないものの行政機関の指導により住民票の代わりとして外国人登録原票記載事項証明書が必要とされている。さらに、法人役員の全てが破産者ではないことの確認として市町村長発行に係る身分証明書が求められることがある。</p> <p>したがって、職権における公的証明書類の拡充を求める。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I・II
<p>成年後見制度の発足以前は、禁治産宣告又は準禁治産宣告の審判が確定すると、後見人又は保佐人からの届出により、本人の戸籍にその旨が記載されていた。しかし、禁治産宣告・準禁治産宣告を受けたことが戸籍に記載されることに対しては、強い心理的抵抗感をもつ関係者が多く、これが、禁治産制度・準禁治産制度の利用の妨げになっているとの批判があった。また、成年後見制度により、新たに補助や任意後見制度が設けられ、補助人、任意後見人の多様な代理権等を公示するためには、戸籍への記載では、十分対応できないことから、取引の安全の要請と本人のプライバシー保護の要請との調和を図るうえで、戸籍に代わる公示方法として成年後見登記制度が作られた。</p> <p>以上のように、法定後見および任意後見に関する情報は、人の判断能力というプライバシー性の高い情報であることから、誰もが自由に登記情報を知ることができることは適当でないが、円滑な取引活動を行うためには、登記内容等を取引の相手方に証明する必要がある場合もあるため、登記事項証明書の交付を請求できる者は、登記記録に記載されている者等一定の者に限定されている(後見登記法第10条、後見登記等に関する政令第15条)。なお、法定後見または任意後見を受けていない者については、登記記録はないが、取引等のため、後見等を受けていない旨を証明する必要がある場合もあるので、何人も自己を成年被後見人、任意後見契約の本人等とする記録がない旨の登記事項証明書の交付を請求できることとなっている。</p> <p>つまり、登記事項証明書等の交付を請求できる者の範囲について、本人及びその関係者のみに限定しているのは、取引の安全の要請と本人のプライバシー保護の要請との調和を考慮した帰結であり、要望内容のとおり「職務上請求」として登記事項証明書等の交付を請求できる者の範囲を拡大することは、本人のプライバシーを保護するという観点から相当ではなく、成年後見登記制度の趣旨を没却してしまうこととなる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I・II

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I・II

05 法務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520151	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類の拡充	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1082030
提案主体名	行政書士笹島総合事務所	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省
該当法令等	外国人登録法 第4条の3第5項 外国人登録法施行令第2条
制度の現状	外国人登録原票については、外国人登録法第4条の3において原則非開示とされた上で、登録原票記載事項証明書の交付を請求できる者についても限定して定められているが、行政書士については請求が認められていない。

求める措置の具体的内容	行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類に、後見登記等に関する法律に基づく登記事項証明書(登記されていないことの証明書に限る。)、外国人登録法に基づく外国人登録原票記載事項証明書、市町村長発行に係る身分証明書(破産者ではないこと及び旧民法の禁治産、準禁治産者ではなく、また、後見登記の通知を受けていないことを証明する書類、戸籍に関する行政証明。)を加えられたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国民の利便性の向上、行政書士による円滑な事務の推進の観点から本提案を行うものである。現在、行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類は、住民基本台帳法に基づく住民票や除票、戸籍法に基づく戸籍謄本や除籍謄本に限られる。それぞれの法律において特定事務受任者として行政書士(行政書士法人を含む。)が明記されている。このことは、行政書士法第1条の3に基づく官公署に提出する書類、権利義務又は事実証明に関する書類の作成(法定独占業務)に不可欠であるため、他人からの依頼があったことをもって、上記のうち必要な公的証明書類を職務上の権限で請求・取得することができることを公が認めているものと理解する。</p> <p>近年の複雑・多様化する行政規制に対応して、行政書士は官公署に提出する書類作成業務として許認可申請を多く手掛けるが、外国人の増加や多様化する社会などの影響により法定添付書面が増え、職務上請求の枠組みが現在の社会状況に合っていないものとする。</p> <p>一般的に、法人が営業のために取得する許認可には厳格な許認可要件があり、法人役員の全てが成年被後見人ではないことの確認として成年後見登記がされていないことの証明書の添付が法定されている。また、法人役員に外国人が就任することが多く、添付が法定されていないものの行政機関の指導により住民票の代わりとして外国人登録原票記載事項証明書が必要とされている。さらに、法人役員の全てが破産者ではないことの確認として市町村長発行に係る身分証明書が求められることがある。</p> <p>したがって、職権における公的証明書類の拡充を求める。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	II
<p>外国人登録制度については、在留外国人の公正な管理に資するとの目的から、一般社会生活上の身分関係・居住関係の公証を法律上の目的としておらず、また、外国人の同一人性の確認の見地から、登録原票には戸籍や住民基本台帳には記載されない職業関係の事項を始め、写真、署名等が記載されていることから、原則として非開示とされている。したがって、一般社会生活上の要求から開示の範囲を拡大することは、本来、外国人登録制度上予定していないところであって、行政書士についても、例えば反対当事者に対する訴訟の代理そのものを自らの職務として遂行するような法律上の根拠及び事実上の必要性が生じない限り、職務上請求を認めることは困難である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	II

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	II

05 法務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520160	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	家事審判法第9条に基づく甲類審判事項(民法に基づく争訟性のない事務)の一部を関係する法律隣接職に開放する件	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1083010
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	法務省
該当法令等	司法書士法第3条, 第73条第1項, 第78条
制度の現状	<p>司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、裁判所に提出する書類の作成業務及び相談業務をすることはできない。</p> <p>また、違反者には刑罰が科される。</p>

求める措置の具体的内容	<p>家事審判法第9条に基づく甲類審判事項(民法に基づく争訟性のない事務)について、開放できる事務、開放できない事務に区分し、開放できる事務について関係する法律隣接職(税理士、行政書士)に開放されたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>一国民の視点から、また、国民へのワンストップサービス向上の観点から、税理士、行政書士が家事審判法第9条に基づく甲類審判事項に関与すべく提案するものである。現行法では、司法書士又は司法書士法人でない者は、家庭裁判所に提出する書類の作成を業とすることはできない。専門的かつ高度な案件は国民の権利保全の観点から全く異論はない。</p> <p>しかし、紛争性がなく、かつ、簡易なものまで「裁判所に提出する書類は、国民の権利義務に多大な影響を及ぼすため、作成に当たっては高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、司法書士以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全の観点から適切でない。」とする一般的見解には異論がある。</p> <p>9条各号を個別に見てみると、11号「財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分」は、日常業務の延長線にある税理士に最も適格性があり、行政書士においても適格性がある。</p> <p>行政書士の関係では、6号の「子の氏の変更についての許可」は行政書士による離婚協議書作成の延長線上にある。子の親権者が氏を婚姻前の氏に戻す場合には市町村役場への対応で済むが、子の場合は家庭裁判所の許可が必要となり、行政書士は関与することができない。その他代表例では、29号「相続の放棄の申述の受理」、34号「遺言書の検認」などが挙げられる。</p> <p>甲類審判事項の申立書は、家庭裁判所に備付けられた定型書類で、記載例を見ながら誰でも容易に作成できるが、事案に応じた法的な素養は当然必要である。税理士、行政書士はそれら素養は十分に満たしているものとする。誰が、誰の役に立つ制度なのか、関係団体と協議の上、真摯に検討頂きたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>裁判所へ提出する書類は、国民の権利義務に多大な影響を及ぼすものであり、作成に当たっては高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全の観点から適切でない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>提案主体は甲類審判事項のうち個別の項目について、税理士と行政書士に扱わせることを求めていることから、提案主体が掲げた事項のそれぞれについて回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>裁判所へ提出する書類の作成業務等を行うには、民法等の民事実体法はもとより、民事訴訟法、民事執行法並びに民事保全法等の手続法令に関する高度な法律知識及び専門的能力が要求される。</p> <p>司法書士は、その資格の取得に係る試験において、それらの法令に関するものが多く出題されており、当該業務に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、税理士及び行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない。</p> <p>したがって、家事審判法第9条各号に規定する事項のうちのいくつかの事項に隣接する業務を行っていることを理由として、個別の項目ごとに裁判所へ提出する書類の作成業務等を認めることは、国民の権利の保全の観点から相当ではない。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

05 法務省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0520170	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	行政書士への法律相談の開放	都道府県コード	26 京都府
		提案事項管理番号	1086010
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	法務省
該当法令等	弁護士法第72条, 第77条第3号
制度の現状	<p>弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。</p>

求める措置の具体的内容	行政書士業務に対する規制緩和
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>行政書士は、当事者を代理して遺産分割協議書、契約書等を作成できることから、一般市民から相談を受けることが多い。にもかかわらず、弁護士法 72 条により、法律相談はできないとされている。法的紛争事件を扱う弁護士や認定司法書士とは異なり、行政書士は紛争を回避するための契約書等の作成を扱う国家資格者である。また多くの国民は、裁判ではなく当事者同士で円満に事件を解決したいと望んでいる。したがって、行政書士が法律相談を受けられるようになれば、法的紛争事件の増加を抑止できると考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者その他関係人らの利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。この趣旨からすれば、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を独占することには、十分な合理性、必要性があると考えられる。</p> <p>要望の「法律相談」が具体的にいかなるものを指すのか明らかでないが、弁護士法第72条の「法律事務」に該当するものというのであれば、その範囲は極めて多岐に渡り、かつ、当事者その他関係人らの利害に重大な影響を及ぼすものであり、幅広い法律分野に関する法律知識と専門的能力が必要とされる。したがって、このような法律事件の法律事務を扱うものについて、弁護士と同程度に、法律専門家として求められる能力や倫理が担保されていることが必要であり、このような能力や倫理の担保なく、弁護士以外の者に法律事件についての法律事務を行うことを認めることは相当でない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I